

2026 年 10 月 16 日

株式会社 TOKIUM

代表取締役 黒崎 賢一

問合せ先：

経営企画部 050-3628-2077

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、めまぐるしく変化する環境下において、持続可能な成長ならびに企業価値の最大化を図り、企業の社会的責任を果たしていくためには、透明性が高く環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立とコンプライアンス遵守の経営が不可欠と考えております。そのため、意思決定や業務執行の効率化を図り、経営の効率性・透明性を高めるとともに、コンプライアンス体制の強化等、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上 20%未満
-----------	-------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
黒崎 賢一	1,341,820	13.7
株式会社 96	1,341,820	13.7
ニッセイ・キャピタル 6 号投資事業有限責任組合	994,000	10.2
ジャフコ SV6 投資事業有限責任組合	916,800	9.4
TGVest Asia Partners II (Taiwan), L.P.	763,390	7.8
ニッセイ・キャピタル 9 号投資事業有限責任組合	750,000	7.7
株式会社リロクラブ	637,320	6.5
JIC ベンチャー・グロース・ファンド 1 号投資事業有限責任組合	631,000	6.5
IF Growth Opportunity Fund I, L.P.	403,000	4.1

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

ニッセイ・キャピタル 5 号投資事業有限責任組合	393,000	4.0
--------------------------	---------	-----

支配株主（親会社を除く）名	—
---------------	---

親会社名	なし
親会社の上場取引所	

補足説明

大株主の状況は、直前の基準日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	5 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

特にございません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	3 名以上
定款上の取締役の任期	1 年

取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山梨 広一	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山梨 広一	○	該当事項はありません。	同氏は、複数の会社において経営に携わった豊富な経験と幅広い知識を有しております。これらの実績に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営全般に対して有益な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任し

			ております。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--	---

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	0	3	1	0	1	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	0	3	1	0	1	社外取締役

補足説明

開催頻度	年に1回以上
議 題	(1) 役員報酬の設計と評価に関すること (2) 各役員に対する報酬額の審議 (3) 取締役の選任・解任の審議

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名以上
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査担当者2名は、社内監査体制・監査計画・監査実施状況および内部統制上の問題点の指摘・共有等について日常的に社内で密に情報共有を行っております。内部監査担当が実施したチェックシートや報告書については、監査役も閲覧し、必要に応じて監査役の立場から取締役会や Board 会議で意見提言することもあります。また、重要監査項目については、内部監査の各部門に対するヒアリングに同席することもあります。

また、監査役、会計監査人及び内部監査責任者との三者で四半期ごとに三様監査ミーティングを開催しております。それぞれの監査計画と職務の遂行状況ならびにその結果について報告を受け、相互に情報および意見の交換を実施し連携を図っております。会計に関する事項の他、コーポレート・ガバナンス全般について意見を交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
市川 貴弘	税理士								△					
中村 弘毅	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川 貴弘	○	同氏は、過去に当社の税務顧問を務めておりましたが、現在は顧問契約を終了しており、同氏及び同氏が経営する税理士事務所と当社との間に取引関係はありません。なお、過去の顧問報酬は、同氏の独立性に影響を及ぼすような多額のものではないため、独立性に問題はないと判断しております。	同氏は、税理士としての豊富な知識と経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、他の事業会社における社外役員としての経験も有しており、これらの実績に基づき、当社の経営及び監査体制の強化に貢献いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
中村 弘毅	○	該当事項はありません。	同氏は、弁護士としての豊富な知識を有しており、不正競争防止法や景品表示法等のトラブル解決に関する高い専門性を有しております。法的な専門知識に基づき、当社の経営及び監査体制の強化に貢献いただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役

			員に指定しております。
--	--	--	-------------

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

・独立役員の構成に関する方針 当社は、社外監査役の監査役会への出席、社外監査役及び社外取締役の取締役会への出席を通じて経営の客観性、透明性を確保しております。 社外役員の選任に際し、独立性について当社としての具体的な基準は定めておりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで選任することとしております。社外役員 3 名はいずれも当社と特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。 ・独立役員の独立性基準への該当状況 選定においては、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」において規定されている独立性基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断した方を選定する前提でおります。 ・独立役員が期待される役割を果たすための環境整備の状況 社外取締役及び社外監査役へのサポートはコーポレート本部が行っております。取締役会等重要会議の資料の事前配布に当たっては、十分に検討する余裕が確保できるように開催日の 3 日前までの配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っております。また、常勤監査役から社外監査役へ会計監査、内部監査に関する有用な情報を適時に提供し、情報共有を図っております。これらにより、独立役員が期待される役割を果たすための環境は整備されていると考えております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を一層高めるとともに、優秀な人材の確保を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,社内監査役,従業員,子会社の取締役
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。付与対象者は、取締役、社内監査役、従業員及び子会社の取締役であります。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等の総額は有価証券報告書において開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額（年額 200 百万円、ただし使用人分給与は含まない）の範囲内において、各取締役の役割・責任及び貢献度等を総合的に勘案し、任意の指名報酬委員会の答申を踏まえ、代表取締役が決定しております。監査役の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬限度額（年額 20 百万円）の範囲内において、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況を考慮し、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会等重要会議の資料の事前配布に当たっては、十分に検討する余裕が確保できるように開催日の3日前までの配布に努めており、また、必要に応じて事前説明を行っております。また、常勤監査役から社外監査役へ会計監査、内部監査に関する有用な情報を適時に提供し、情報共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役の報酬は、固定報酬及びストックオプションにより構成しております。固定報酬は、各取締役の役位、職責、在任年数に加え、当社の業績及び従業員給与の水準を考慮し、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、任意の指名報酬委員会での答申を踏まえ、代表取締役が決定しております。

（取締役会）取締役会は、代表取締役黒崎賢一が議長を務め、取締役西平基志、取締役松原亮、社外取締役山梨広一の計4名で構成されております。原則として毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には全監査役も出席し、法令・定款および取締役会規程等に定められた事項の審議・決定、取締役の業務執行状況の監督・監視を行っております。

（監査役会）監査役会は、常勤監査役安藤正平が議長を務め、社外監査役市川貴弘、社外監査役中村弘

穀の計 3 名で構成されております。原則として毎月 1 回の定期的な開催に加え、必要に応じ臨時監査役会を開催しております。

(Board 会議) Board 会議は、代表取締役黒崎賢一が議長を務め、取締役西平基志、取締役松原亮、執行役員西山希、執行役員篠原啓輔、執行役員吉田亨、執行役員林沙梨生、執行役員上原亮が出席し、原則として毎月開催しております。営業、開発、採用、管理の他、経営上の課題事項についての審議・方針決定等を行っております。

(内部監査) 当社は、専門の部署として内部監査室の設置はしておりませんが、代表取締役の承認により指名された内部監査担当者 2 名によって内部監査を実施しております。

(会計監査人) 会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。

(指名報酬委員会) 当社は、取締役の指名及び報酬の決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、取締役会の諮問委員会として任意の指名報酬委員会を設置しております。委員長は社外取締役山梨広一が務め、5 名で構成されております。

(リスク・コンプライアンス委員会) リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役黒崎賢一が委員長を務め、原則として四半期に 1 回開催し、社内のリスクマネジメント、コンプライアンス等に関する重要事項の審議と方針決定等を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行決定を行うとともに、監査役会において各分野での専門性を持つ監査役が公正かつ独立の立場から監査を行う体制が、経営の健全性、透明性及び効率性を確保するために有効と判断しております。また、コンプライアンスや重要な方針判断については、リスク・コンプライアンス委員会で審議、方針決定等を行っております。業務執行に関しては、取締役会による監視を行っており、社外取締役（1 名）及び社外監査役（2 名）による助言・提言により、監視・監査体制の強化を図っております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会招集通知について、法定期限内に先立ち発送するよう努めて参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	5 月を決算月としており、他社の株主総会と開催日が集中することを回避しております。
電磁的方法による	現時点では具体的な検討は行っておりませんが、今後の状況に応じて検討して参

議決権の行使	ります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取り組み	現時点では具体的な検討は行っておりませんが、今後の状況に応じて検討して参ります。
招集通知(要約)の英文での提供	株式公開後の海外投資家による保有比率を踏まえ、今後の状況に応じて検討して参ります。
その他	株主総会においては、株主の皆様への情報提供の充実を図るため、スライドやプレゼンテーション資料等を活用し、事業報告や議案内容について視覚的にわかりやすい説明を行うよう努めて参ります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページへの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会開催を検討して参ります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を定期的で開催して参ります。	
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株式公開後の海外投資家による保有比率により、定期的な説明会の開催を検討して参ります。	
IR 資料をホームページ掲載	IR 資料を当社ホームページに掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部 経営企画部が管掌する予定です。	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

補足説明

社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが重要であると考え、コンプライアンスに関する規程を制定し、行動規範を定めるとともに、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、四半期に 1 回開催することで、コンプライアンスに関する重要事項の審議と方針決定等を行っております。また、内部通報制度を整備し、通報者保護に関する規定を設けることで、法令遵守の徹底を図っております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	CSR 活動の実施については今後検討すべき事項として考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	ステークホルダーに対し、法令及び東京証券取引所の規則に基づく適時開示を含め、適時・適切な情報開示を行う方針であります。当社ホームページ及び決算説明会等を通じて、積極的な情報提供に努めて参ります。
その他	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2021 年 10 月 20 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し（2024 年 2 月 15 日開催の取締役会において変更決議）、当社および子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

また、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (a). 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役及び使用人は、「志」、「VISION」、「VALUE」を進んで体现し、その浸透を図る。
 - イ. コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的としたコンプライアンスに関する規程を制定し、法令、定款、社内規程等に則った業務執行を行う。
 - ウ. 監査役監査及び内部監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - エ. 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - オ. 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。
 - カ. 代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を少なくとも四半期に 1 回開催し、当社のコンプライアンスに関する事項の報告を受け、協議を行う。
 - キ. 反社会的勢力とは決して関係を持たず、不当な要求に対しては弁護士や警察等とも連携し、毅然と

した姿勢で対応する。

(b). 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程、機密管理に関する規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

(c). 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク・コンプライアンス規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。

イ. 代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を少なくとも 3 ヶ月に 1 回開催し、当社のリスク又はコンプライアンスに関する事項の報告を受け、協議を行う。

ウ. 取締役、執行役員、部長及び室長は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取り締役に報告する。

エ. 内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

(d). 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 定時取締役会を毎月 1 回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令、定款及び取締役会規程に則り、重要事項について審議・決定を行い、また業務執行取締役からの報告を受け、業務執行状況についての監督を行う。

イ. 日常の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各職位者が所定の権限に応じて職務執行する。

ウ. 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。

エ. 代表取締役、取締役、部長による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

(e). 当会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ア. 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営について経営企画部を中心に、その自主性を尊重しつつ、重要事項について事前協議を行う。また、子会社の業績、経営計画の進捗状況、業務の執行状況について定期的に報告を求めるとともに、当該子会社において重要な事象が発生した場合には適宜報告を求める。

イ. 総務部、内部監査人及び子会社監査役が子会社のコンプライアンス体制やリスク管理体制を監視すると同時に、子会社の内部統制システムの状況を監査し、整備・運用を指導する。

ウ. 子会社の取締役を当社から派遣し、子会社の取締役の職務執行及び経営の適法性・効率性などにつき、監視・監督を行う。

エ. 子会社の取締役の職務執行、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の状況ならびにその他上記

アからウにおいて認識した重要事項に関して、当社の取締役会、監査役会等に報告する。

(f). 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

ア. 監査役は、必要に応じて、取締役会と協議のうえ監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせることができる。

イ. 監査役補助人に対する指揮命令権は、監査役に専属させ、その任免、異動、人事考課、懲罰については、事前に監査役の同意を得たうえで行う。

(g). 取締役及び使用人ならびに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア. 取締役及び使用人ならびに子会社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項を発見した場合は、速やかに監査役会に報告する。

イ. 前項の報告を行った者に対し、内部通報規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

(h). 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア. 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

(i). その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、当社が対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスク、内部統制システムの整備及び運用状況等について意見交換を行う。

イ. 監査役は、内部監査人、外部監査法人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

ウ. 監査役は、内部監査部門との間で監査結果やリスクに関する事項について定期的に協議を行い、必要に応じて内部監査部門に調査を求め、又は指示等を行うことができる。

エ. 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

オ. 監査役は、リスク・コンプライアンス委員会など重要な会議に出席し、定期的に当社のコンプライアンス体制の整備及び運用状況等について報告を受ける。

(j). 財務報告の信頼性を確保するための体制

ア. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。

イ. 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防

ぐように管理する。

ウ．財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役社長に報告する。

エ．必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおける方針・基準等については、「反社会的勢力対応規程」において定めており、「断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除すること」を掲げております。また、定期的に役職員を対象にした反社会的勢力排除に関する研修や主要な社内会議等の機会を捉えて繰り返しその内容の周知徹底を図っております。

社内体制としては、反社会的勢力排除の主管部署は総務部、対応責任者は総務部長として、不当要求等に対する対応部署への速やかな通報や代表取締役への報告を行い、必要に応じて外部組織と連携および法的措置を担当するものとしております。不当要求等に対して組織的に対応するものとし、具体的な対応方法および対応の心構え等については、「反社会的勢力対応要領」でこれを定めております。外部組織との連携に関しては、対応責任者が顧問弁護士、所轄の警察署および築地地区特殊暴力防止対策協議会等と連絡を密にして、情報交換、指導、その他必要な支援を受けるための連携体制を構築しております。

取引先等に対して行っている反社会的勢力チェックの方法は次のとおりです。

a. 社内（株主・役職員）に対するチェックの方法

「反社会的勢力対応要領」に基づいて、株主については株主となる時に、KYC コンサルティング株式会社の提供するデータベース「Risk Analyze」による調査を実施しております。

b. 取引先に対するチェックの方法

「反社会的勢力対応要領」に基づいて、取引先を対象に、上記「Risk Analyze」による調査を実施しております。新規取引開始時、継続取引先の場合は定期的（年1回）に調査を実施しております。なお、全ての取引契約において反社排除条項を設けており、反社排除条項に違反した場合の契約解除要件を明確に定めております。

V. その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

—


```

graph TD
    Shareholders[株主総会]
    Board[取締役会]
    RepDirector[代表取締役]
    InternalAudit[内部監査担当者]
    BoardSup[監査役会]
    Supervisor[監査役]
    RiskCom[リスク・コンプライアンス委員会]
    NominCom[指名報酬委員会任意]
    BoardMeeting[Board会議]
    Departments[各部門]
    ExternalAuditor[会計監査人]

    Shareholders -- "選任・解任" --> Board
    Shareholders -- "選任・解任" --> BoardSup
    Shareholders -- "選任・解任" --> ExternalAuditor

    Board -- "報告" --> RepDirector
    RepDirector -- "選定・監督・解職" --> Board
    RepDirector -- "指示" --> Board
    RepDirector -- "指示" --> InternalAudit
    RepDirector -- "指示" --> BoardMeeting
    RepDirector -- "指示" --> Departments

    InternalAudit -- "報告" --> RepDirector
    InternalAudit -- "内部監査" --> Departments

    BoardSup -- "報告" --> Shareholders
    BoardSup -- "報告" --> Supervisor
    BoardSup -- "連携" --> InternalAudit
    BoardSup -- "連携" --> ExternalAuditor

    Supervisor -- "監査役監査" --> Board
    Supervisor -- "報告" --> BoardSup
    Supervisor -- "連携" --> InternalAudit
    Supervisor -- "会計監査" --> ExternalAuditor

    RiskCom -- "報告" --> Board
    NominCom -- "提言" --> RepDirector
    BoardMeeting -- "報告" --> RepDirector
    BoardMeeting -- "指示" --> Departments
    Departments -- "報告" --> RepDirector
    Departments -- "報告" --> InternalAudit
    
```

```
graph TD; A[決定事実・決算情報] --> B[情報取得者]; C[発生事実] --> B; B -- 報告 --> D[所属部長]; D -- 報告 --> E[情報取扱責任者]; E -- 報告 --> F[取締役会（決定・承認）]; E -- 報告 --> G[代表取締役社長]; F -- 開示の指示 --> H[情報取扱責任者]; G -- 開示の指示 --> H; H -- 開示の指示 --> I[情報開示];
```

以上